

令和2年第13回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年11月10日（火） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

酒井 勉 ・ 清水 健吉

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	主査	則竹 邦彦
副主査	岩垣 康弘	副主査	吉村 雅子
主任主事	坂口由充加	主任主事	佐藤 優希
主事	那須 香織		

議 事

- 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第63号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第64号 岐阜市農業振興ビジョン(中間案)に係る意見決定について
- 報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第38号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第39号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和2年第13回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

議席番号13番村木多藏委員、議席番号14番西垣隆委員の両名様、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第61号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第61号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的と

し権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の安定を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2 番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3 番、西郷地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

4 番、西郷地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

3 ページをお願いします。

5 番、日置江地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

6 番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第61号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番及び 2 番、黒野と方県地区は野々村議員、お願いいたします。

野々村委員

1 番の申請は、貸借を設定していた農地の所有権を、受人へ移転するものです。

10月21日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培する予定です。

受人は現在所有する他の農地も適切に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

2番は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

10月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培する予定です。

受人は所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ3番及び4番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

3番について説明します。農業経営の安定のため親である貸人から、子である借人へ農地を貸し出すものです。

10月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。借人は、地元の取り決めも十分承知されております。

4番の申請は、農業経営を廃止する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

10月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

地元の受人は、所有する農地も適正に管理されており、地元の取り決めにも従い耕作するとのことでした。

いずれの申請も許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いいたします。

江崎委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大

する受人へ、農地を譲り渡すものです。

10月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、マコモタケを栽培される予定です。

受人は市外在住の方ですが、所有される他の農地でも既にマコモタケの栽培を行っており、実績があるとのことでした。

また、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番、合渡地区は、村木多藏委員、お願いいたします。

村木委員

今回の申請は、農業経営を廃止する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を売買するものです。

10月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、自家用の野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第61号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、採決に入ります。

議案第61号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

議案第61号につきましては、全員の方が賛成のため原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第62号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第62号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は、2件、789平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、岩地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、三輪地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。申請地は、高速道路の出入口からおおむね300メートル以内の区域にある農地であり、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

議案第62号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。
議案第62号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

議案第62号につきましては、賛成多数のため原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第63号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は1件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第63号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。耕作目的で農地の権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、これから述べる5つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となるものです。

条件は、

- 1 1区画が10アール未満の貸し付けであること
- 2 相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること
- 3 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること
- 4 5年を超えない貸付期間であること
- 5 所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

それでは、8ページの申請明細をご覧ください。

今回の申請は、則武地区の市街化区域内の畑です。貸付協定は令和2年10月16日に岐阜市と締結されています。

申請内容を審査したところ、いずれの条件もすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議 長

議案第63号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。
議案第63号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

議案第63号につきましては、全員の方が賛成のため原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第64号岐阜市農業振興ビジョン中間案に係る岐阜市農業委員会の意見を決定するため、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第64号について説明いたします。
各委員の皆様にご意見を求めたところ、ビジョン中間案に対し、78項目ほどのご意見と要望がありました。

これらを取りまとめて一覧表にしたものを本総会議案書と別に資料1としてお配りしてございます。

しばらく時間を取りますのでご覧ください。

則竹主査

それでは、総会議案の10ページをご覧ください。
一覧表にある委員皆様からの意見を岐阜市農業委員会の意見として大きく3項目にまとめました。

1つ目として、市街化区域内の農業及び農業振興地域の農業の将来像に関して、3つの意見、

- 1 市街化区域内で営農している農家は農業者及び農業関係者へ生産緑地制度のPR及び生産緑地制度導入に向けての検討を要望しており、地域において学習会などを実施して生産緑地制度の研究をしている。この実態を表現してほしい
- 2 生産緑地制度について岐阜市の方向性を言及してほしい
- 3 農業振興を進める農振農用地内の基盤整備の必要性を記述してほしい

2つ目として、目指す将来像に向けた施策に関して、6つの意見、

- 1 シニア世代就農希望者への技術及び営農支援を加えてほしい
- 2 インターネットを活用し、農家と就農希望者のマッチングなど具体的な労働力確保の手段を記述してほしい
- 3 遊休農地再生制度の拡充を記述してほしい
- 4 鳥獣害対策の農家及び関係機関への情報網整備を加えてほしい
- 5 市街地及びその近郊で営農する農家と非農家の交流のあり方を示してほしい
- 6 品種改良や新作物の研究及び開発の記述をしてほしい

をあげました。

最後にその他の要望に関して、2つの意見、

- 1 気候の変動、災害、ウイルス禍による農作物被害と食料供給の対策の推進について記述してほしい
- 2 岐阜市農業振興ビジョン策定後、将来像に向けての施策や取組を審議し、その検証をする機関の構想について記述してほしい

として取りまとめております。

また、先に触れた一覧表もあわせて岐阜市に提出します。

以上でございます。

議長

議案第64号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、採決に入ります。
議案第64号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

議案第64号につきましては、全員の方が賛成のため原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、報告第37号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第37号について説明いたします。
第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。12ページをご覧ください。
今回の各地区別の届出は、33件、68,415.23平方メートルです。
以上でございます。

議長

続きまして、報告第38号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第38号について説明いたします。

則竹主査

14ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。届出の合計は、7件、1,722平方メートルです。

明細は、15ページから16ページに記載してございます。

以上でございます。

議 長

続きまして、報告第39号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第39号について説明いたします。

18ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、71件、37,802.16平方メートルです。

明細につきましては、19ページから38ページとなっております。

以上、報告第37号から第39号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき令和2年10月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議 長

続きまして、芥見地区で一時転用に伴う砂利採取が完了いたしましたので、事務局から報告します。

則竹主査

芥見地区岩井地内の砂利採取が完了いたしましたので、報告します。お手元の地図資料をご覧ください。

令和元年5月17日付にて許可の案件ですが、先月10月27日に施工者から工事完了報告の提出がありました。

今月5日に芥見地区の農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認をいたしましたところ、現地は農地の復元はもちろん、道路水路の損傷も特にありませんでした。

また、岐阜県の砂利採取法に係る完了済証も今月2日に出されております。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 33 分閉会を宣す。